

顔の見える家造りネットワーク近畿「木づなの会」

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は顔の見える家造りネットワーク近畿「木づな(絆)の会」とする。
略称「近畿木づな(絆)の会」

(事務所)

第2条 本会の事務所を大阪市西区北堀江2丁目2-25
株式会社久我 内に置く。

(目的)

第3条 本会は、近畿圏における住宅取得者に対して、顔の見える地域の住宅供給業者、木材供給業者、其々の関係業者が地域ネットワークを構築し、地域の木材をふんだんに使った木造住宅を供給し、地域のコミュニティが和を深め、輪を広め、木を介した木づな(絆)を固めていくことのできる住まい造りのサポートを積極的に推進していくことを第一の目的とする。また、近畿圏は、比較的他地域からの流入者が多いことから、各出身地域（故郷）の木を一部使用し、家族および故郷との木づな(絆)をより深め、地方と近畿圏を心で結びつけることのできる住まい造りのサポートを恒常的に推進していくことを第二の目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 近畿圏に於ける住宅取得者に向けた近畿圏内産(地域材)の木を使った家づくりのための情報発信と需要掘り起こしのための事業
- (2) 近畿圏に於ける住宅取得者に向けた地方出身者の故郷の木を使った家づくりのための情報発信と需要掘り起こしのための事業
- (3) 本会員、並びに住宅取得者に向けた産地見学会、製材所見学会、プレカット工場見学会、住宅構造見学会、住宅完成見学会を通じて、木材流通の川上から川下に対する相互理解を促進する事業
- (4) 本会の目的達成のための本会員間の情報交換、研修および人材育成事業
- (5) 炭素固定量を意識的、継続的に表示
- (6) その他本会目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本会の事業を推進するために入会した、設計・施工に携わる法人および個人事業主
- (2) 特別会員 本会の事業を推進するために入会した、プレカット・建材・木材流通に携わる法人および個人事業主
- (3) 協力会員 本会の事業を推進するために入会した、原木供給者および製材事業者
- (4) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、入会申込書を会長に提出し理事会が承認したもの。

(入会金・会費)

第7条 入会金および会費については、別に定める規定により納入しなければならない。

(退会および資格の喪失)

第8条 (1) 退会は別に定める退会届を会長に提出した場合。

(2) 会費を1年間納入しなかった場合

(3) 理事会の総意により除名することが出来る。

(抛出金の不返還)

第10条 納入した入会金・会費およびその他の抛出金は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以内

(2) 監事 2名以内

2、理事の内1名を会長とし、副会長を若干名、1名を幹事、1名を会計としておくことが出来る。

(選任等)

第12条 理事は理事会において選任し、総会に報告する

会長は、総会において理事の中から選任する。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間となる。

3、役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者が職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 理事は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会にお

- いて出席者の3分の2以上の議決によりこれを解任することが出来る。
- (1) 心身故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
 - (2) 職務の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 会議

(種別)

第15条 本会の会議は、総会および理事会とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員・特別会員・協力会員および賛助会員をもって構成する。

(総会の権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 入会金および会費の額
- (5) 監事の選任または解任、役員の職務および報酬・事務局の報酬
- (6) 事業報告および収支決算報告
- (7) 解散時の残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第18条 通常総会は毎事業年度終了後3カ月以内に開催する

- 2、臨時総会は、理事会が必要と認め、召集の請求をした時。
- 3、総会は、会員総数の2分の1以上(委任状出席含む)の出席をもって成立する。
- 4、総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第19条 総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

- 2、総会の議事は、この定款に規定したもののほか、出席した会員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3、各正会員・特別会員・協力会員および賛助会員の表決権は、平等なものとする。

(理事会)

第20条 理事会は、理事を以って構成する。

- 2、理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3、理事会の議事は、理事総数の2分の1以上出席の上、理事出席数の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終了する。

(事業計画および予算)

第22条 本会の事業計画および予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(事業報告および決算)

第23条 本会の事業報告書、収支決算書、等決算に関する書類は、毎事業年度終了後理事長が速やかに作成し、監事の監査を受け3カ月以内に総会の議決を経なければならない。

2、決算上剰余金が生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第24条 本会に、この会の事務を処理するため事務局を置く。

2、事務局には、必要な職員を置く。

第7章 施行細則

(細則)

第25条 この定款の施行にあたって必要な細則は理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

《附則》入会金および会費

会員の種類		入会金	年会費
正会員	本事業を推進するための設計施工に携わる法人及び個人事業主	10,000円	10,000円
特別会員	本事業を推進するためのプレカット・建材・木材流通に携わる法人及び個人事業主	10,000円	10,000円
協力会員	本事業を推進する為に入会した原木供給者および製材事業者。その他協力者。	無	無
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人及び個人	無	

※但し、臨時会費については都度協議のうえ決定する。

平成24年 4月 1日制定